番号	条		 ご意見	回答
1	前文	5行目	「たくさんの人やもの、文化が行き交い」⇒「たくさんの人や物が行き交い」 で良いのではないでしょうか。	文化交流の歴史があることを強調するためにあえて「文化」をいれて おりますので、このままといたします。
2	前文	6行目	「先人たちによる」⇒「先人たちにより」もしくは「先人たちによって」で良いの ではないでしょうか。	ご意見の中の「先人たちにより」に訂正いたします。
3	前文	8行目	「今も連綿と」⇒「今日まで絶えることなく」で良いのではないでしょうか。	嬉野市議会が議決した「ひとにやさしいまち」宣言の文章を参考にしておりますので、このままといたします。
4	前文	9~11行目	この3行(9~11行)は不要だと思います。 ①「様々な魅力を伝え」は魅力の主体がぼやけている。 ②ここの文のおもてなしの心には「」(かっこ)がない。後段にはついている。 ③「ふれていただくために」ここだけなぜ敬語的表現か。 この文章を省略したくないのであれば、「私たちは、このまちを訪れる人に「おもてなし」の心でまちの様々な魅力を伝え、接してもらうために、自らが地域の資源を認識し、かつ活かしながら後世に伝えていく必要があります。」と整理したらいかがでしょうか。	①ここで言う「様々な魅力」とは、嬉野市の魅力のことを指しますので、「まちの様々な魅力を伝え」に変更いたします。 ②全体の中で、先人から受け継いだ財産であることを強調するために「」(かっこ)をつけております。 ③"嬉野市を訪れる人"に対して、「ふれていただく」気持ち=相手を尊重する気持ちを込めるという意味で、ここは敬語表現をしております。 前文はこの条例を作った思いを語っておりますので、この3行は一部修正し、残すことといたします。
	前文	13行目	「財産といえる」⇒「財産である」が良いのではないでしょうか。	ご意見のとおり「財産である」に訂正いたします。
5	前文	13行目	「おもてなしの心」の「 」(かっこ)は不要 。つけるのであれば 「おもてなし」の心 とするべきでは。また第3条のおもてなしとの整合性をとるべきです。	「おもてなしの心」と、心までを強調するために、「」(かっこ)をつけておりますので、このままといたします。前文は条例を作った思いを込めたものであり、第3条は、第2条に定義するおもてなしについての考え方を示しており、整合性は必ずしも必要でないと考えます。
	前文	15行目	「訪れたい」というのは来訪者から見てなので、ここは「思える」でなく受け 身の「思われる」ではないでしょうか。	ご意見のとおり「思われる」に訂正いたします。
6	前文	15行目	「誇ることのできる〜」は改行するか、「〜思われるまちを目指し、誇れ、輝ける町にしていくことへの願いを込めて、ここにこの条例を定めます。」とするのはどうでしょうか。	ご意見のとおり、改行いたします。

7	1条	1行目	第1条の一つ目の「市」は地域(エリア)としての「嬉野市」、二つ目の「市」は執行機関としての「嬉野市」のことだと思いますので、区別をすべきです。 唐突に「市」という表現はできないので、「嬉野市(以下「市」と言います。)と いう定義をつけてください。 この定義をすると、前文にある「嬉野市」との判別がつかなくなるので、前 文の「嬉野市」は「このまち」に変更してはどうでしょうか。	ご指摘のとおり「市」には、地域(エリア)としての意味と執行機関としての意味があります。よって第1条の最初の「嬉野市」は「本市」とし、あとの「市」との区別をつけます。  前文中の「嬉野市」は、"私たちの住む嬉野市"を強調するため、このままといたします。
8	2条		定義をする条文の基本的なスタイルに変えられたらいかがでしょうか。 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによります。 (1)おもてなし 全ての人が心地よく過ごすために、来訪者を温かく迎え、 親しみと思いやりを込めて接し、振る舞うことを言います。 (2)市民等 市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所 又は事業所を有する法人その他の団体を言います。	議員提案で提出する理念条例なので、なるべく分かりやすいように、 こういうスタイルの文章にしましたので、このままといたします。
9	3条	<b>第1.2</b> 7百	おもてなしは概念であり、主語が「おもてなし」であるのは問題だと思います。「市、議会及び市民等」を主語にして、以下のように作成してはいかがでしょうか。第2項は分ける必要が無い程度の文章ですので第1項に含みます。  第3条 市、議会及び市民等は、相互に協働し、歴史、文化、伝統、自然等に対する理解と関心を深め、郷土愛と誇りを持って「おもてなし」を推進します。 2 市、議会及び市民等は、年齢、性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、全ての人が心地よい感動を得られるよう「おもてなし」に努めます。	おもてなし条例の基本理念なので,思いを込めて「おもてなし」を主語にしております。 また、第1項、第2項、第3項と分けているのは、「郷土愛と誇りを持って推進します」、「協働で推進します」、「全ての人が心地よい感動を得られるよう努めます」の3つをそれぞれに強調するためですので、このままといたします。
		第1項	「講じるとともに、これを総合的に~」⇒「講じ、これを総合的に~」が良い のではないでしょうか。	ご指摘のとおり「講じ、これを総合的に~」に訂正いたします。
10	4条		「それを」は何を指しますか? また第2項は、「市は、おもてなしの視点から地域の資源を活かし、かつ各 産業との連携を図りながらまちづくりの施策を推進します」の方が分かりや すくないでしょうか。	ご指摘のとおり、第2項は「市は、おもてなしの視点から地域の資源を活かし、かつ各産業との連携を図りながらまちづくりの施策を推進します。」に訂正いたします。

11	5条		「施策の積極的な立案及び提言」 の部分は、議会基本条例では、「政策立案」、「政策提案」という言葉になっていますが、整合性はとらなくていいですか。	分かりやすい文章になるようにとこの文言にしておりますので、このま まといたします。	
			読書条例には(議会の役割)はありませんでした。読書条例との整合性は 取らなくていいですか。	今後も議員提案で条例を作成する場合は、条例の内容によっては、 議会の役割を明記していきたいと考えています。	
12	全般		観光事業を主とする本市では、旅館や飲食店を中心とする事業所の役割が相当に大きいものと思いますが、「市民等」の中に含められ、その役割が見えにくくなっています。規定の中で(事業所)の条を設けて表現してもいいのではないでしょうか?		
13	全般		もう少し独自色を出すため、嬉野市市民憲章の最後の行「〜あたたかい心 で訪れる人を迎えましょう」を根拠の一つとして見られたらいかがでしょう か?	今後参考にさせていただきます。	
14			なぜ今の時期なのか。	この条例については平成27年春頃から動きがあり、その後何度も協議を重ねて、今回の提出となっております。	
15	全般	全般		観光振興計画はどうなったのか。この条例との関連は。	このおもてなし条例は、基本的な考え方を示した理念条例です。 観光振興計画は市の計画であり、この計画に基づいてつくった条例で はありませんが、今後の観光振興計画等の策定に関してはこの条例 を作ったことにより、その文言等を入れていくということは考えられま
16			観光振興計画をはっきりさせてからのおもてなし条例ではないか。市民に 意見募集をする前に説明責任を果たすべきではないか。	す。	
17			観光振興計画をはっきりさせないでの議会提案というのはおかしい。議会のチェック機能はどうなったのか。	議会基本条例でうたっている「議員の政策立案」により行っております。	

1	8	4条	市の役割として「おもてなしに関する施策を講じるとともに、これを総合的に 実施する」とあるが、これが観光振興計画ではないのか。	施策と計画は性質的に異なるものであります。観光振興計画とこの議員提案のおもてなし条例とは別のものであると思っております。
1	9 :	全般	出すことで嬉野市が周りの自治体からどのようなイメージになるのかを想	ご意見の趣旨が分かりかねますが、「ひとにやさしいまちづくり」を進めている嬉野市として、観光だけではなく、「おもてなしの心」を育むまちづくりのために条例化が必要だと考え、制定しようとするものです。